

3月末まで! 平成30年度の特定健診を忘れていませんか?

40～75歳未満の被扶養者・任意継続組合員の皆さまへ

無料 平成30年度「特定健康診査受診券」の有効期限は平成31年**3月31日**まで

対象の皆さまの「特定健康診査受診券」は、平成30年7月中旬以降、組合員のご自宅あてに郵送しています。
なお、今年度75歳に達する方は、誕生日の前日まで受診可能です。

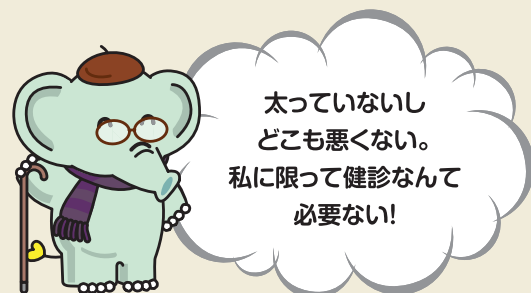
(「受診券」を紛失された場合、コールセンターまでご連絡いただければ再発行します。)

更に 特定健診未受診で3月に人間ドックを受けようとしている方!

一部の人間ドック実施機関では、予約時の申出と特定健診受診券の提出により、人間ドックに含まれる、特定健診と重複する検査項目分の割引を受けられる場合があります。

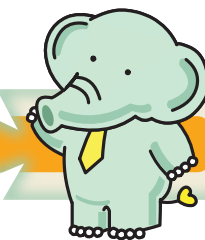
この機会に、人間ドック、特定健診を受診しましょう!

自覚症状がない健康な方、スリム体型の方も是非受診しましょう

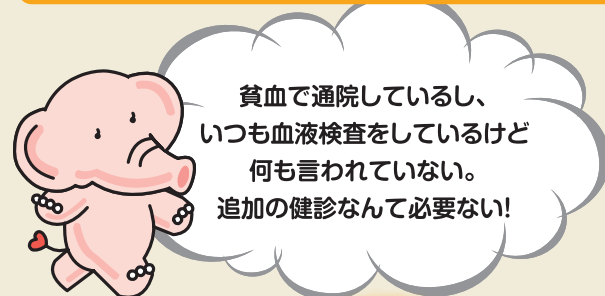


違いますよ～。

生活習慣病は、初期の自覚症状が全くないんです。
中でも糖尿病は、自覚症状がないのに、最悪の場合、失明や、壊疽により足を切断する恐れもあるんですよ!
40歳以上の日本人男性の1/3、女性の1/4が糖尿病患者または予備軍と言われており、決して他人事ではありません。



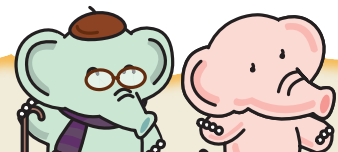
通院中でも、特定健診を受診しましょう



違いますよ～。

かかりつけ医は、治療目的以外の検査はしないことが多いのです。貧血で通院している場合、貧血の検査、ケアが完璧でも、糖尿病かどうかは必ず分かるとは限りません。

そこまで言うなら…
受けてみようかな…



すばらし～い!

早速、3月までに受診して、
来年以降も続けましょう!



毎年、特定健診を受けましょう!

大切なのは続けることです。日々の努力があなたの将来の健康につながり、家族の幸せを支えます。
特定健診を毎年受診することで、加齢に伴う健康の変化に早く気付くきっかけになります。

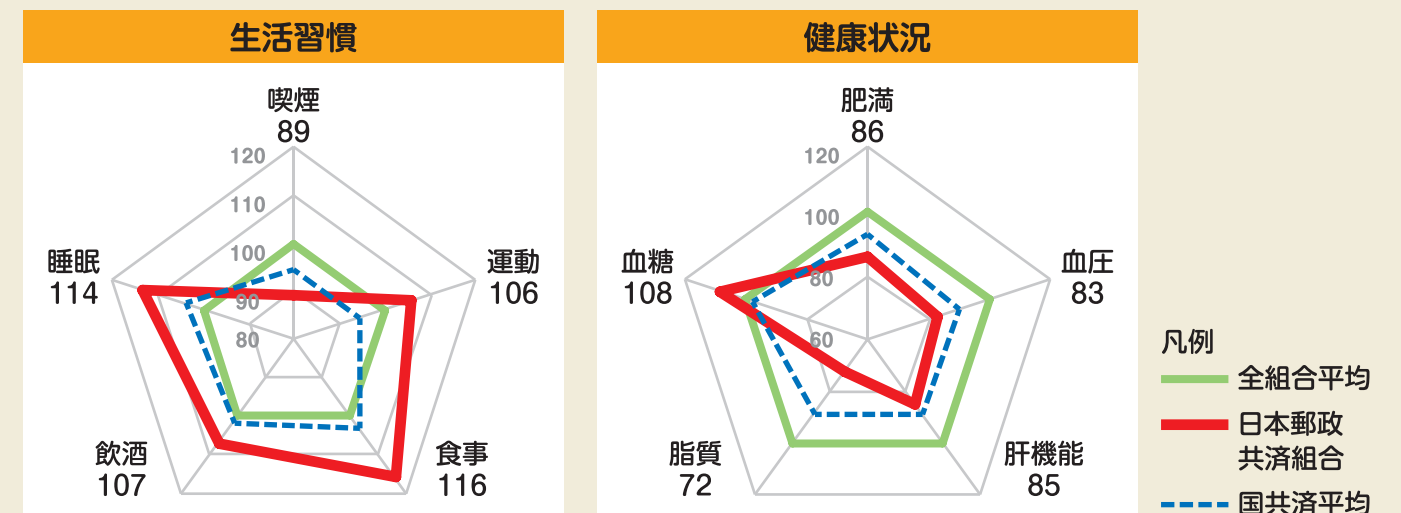
〈助成担当〉

健康スコアリングレポートの結果報告

健康スコアリングレポートとは、今年度初めて厚生労働省が全健康保険組合に対して作成したもので、2016年度における各健保組合等の加入者(40歳以上)の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全組合平均等と比較したデータを見える化したものです。

当組合では、本レポートを基に現在の取組状況を客観的に把握するとともに、グループ各社と連携して組合員の生活習慣病予防・健康づくりを進めます。

主な報告内容



※数値が高いほど良好。(数値は全組合平均を100としたときの日本郵政共済組合の値)

「生活習慣」

喫煙以外の全てにおいて、全組合平均よりもリスクが低い。

ただし、習慣的な喫煙者数の割合が、全組合平均の1.5倍と高く、喫煙率の低減が必要。

「健康状況」

生活習慣病リスクのうち、血糖以外の全てにおいて、全組合平均よりもリスクが高い。

特に、脂質の割合が全組合平均の1.4倍と高く、改善が必要。

〈助成担当〉

4月から貸付金利率が変わります(特別貸付・住宅貸付)

平成31年4月1日以降の送金分より、下表のとおり貸付金利率が変わります。

! 平成31年3月31日以前に貸付を受けた分の貸付金利率は変わりません。
また、共済貸付による借り換えはできません。予めご了承ください。

共済貸付利率変更表(平成31年4月1日～)

種類	貸付金利率	
	変更前	変更後
普通貸付	4.26%	4.26%(変更なし)
特別貸付	2.96%	1.86%
一般住宅貸付	2.96%	1.42%
特別住宅貸付	3.26%	

【注】上記一覧表の変更後の利率は、平成31年4月1日付で改正される予定利率です。

〈貸付担当〉

来年度の資格確認に向けて資料の保管をお願いします！

平成30年度被扶養者資格確認にご協力いただきありがとうございました。
今年度においても、廃棄や紛失等の理由で、資料提出に時間を要するケースが見受けられましたので、**来年度の資格確認に向けて、必要となる資料は今から保管**しておきましょう。
なお、資格確認は前年の状況（平成31年度においては平成30年1月～12月）を確認していますので、今後も前年分の資料保管をお願いします。

特に保管しておくべき資料の例

被扶養者に収入がある場合

給与収入

給与明細書（前年分）
※所得証明書では確認できない交通費（非課税収入）を含めて確認するため

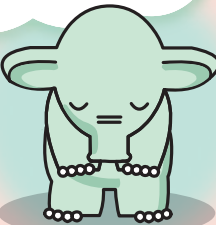
自営業、農業、株、不動産等の収入

確定申告書一式（控）（直近の申告分）
※申告の際に、他に必要となる書類があれば、あわせて保管しておいてください。
例）収支内訳書や支払通知書等

年金収入

年金振込通知書、年金支払通知書、年金送金のお知らせ等（前年分）
※支払元によって、名称が異なります。

左記以外にも、被扶養者の収入が確認できる資料があれば保管をお願いします。



被扶養者が組合員と別居している場合

送金の確認資料（通帳、利用明細書等）（前年分）

「扶養手当の対象」、「18歳未満」等の一定の条件を理由に確認資料の提出を省略されていた被扶養者が、その条件から外れる場合は、特にご注意ください。

子どもには、アルバイトの給与明細書を保管しておくよう伝えなきゃ。
私も、子どもに送金していた古い通帳を捨てずに保管しておかないと。



参考:資格確認において確認する内容



資格確認では主に、**組合員が被扶養者の生計を維持（生活費のほとんどを負担）**していることを重点的に確認しています。
●被扶養者の収入が**基準額未満**であること
●別居の場合は、**組合員から被扶養者に送金していること** 等

〈被扶養者担当〉

被扶養者の就職、収入増、別居等に伴う認定取消手続を忘れずに！

就職、パート・アルバイト収入の増加、別居等により、被扶養者の生活環境が変わると認定要件から外れる場合があります。被扶養者が次の事例に該当する場合は、**認定取消手続を忘れずに行ってください**。
なお、認定が継続できるか、取消すべきか判断に迷う場合は、コールセンターまでご照会ください。

被扶養者が就職した/パート・アルバイトを始めた/勤務時間数を増やした

- 就職先の社会保険に加入し、新たな保険証が交付された場合、認定取消手続が必要です。
- 次の要件のいずれかに該当する場合は、被扶養者の収入増加とみなし、認定取消手続が必要です。
(1) 雇用条件が通勤手当及び賞与を含む総支給額で月額108,334円（年額130万円÷12か月）以上、障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は月額150,000円（180万円÷12か月）以上となった場合。
(2) 連続する3か月間の平均収入が月額108,334円（障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は月額150,000円）以上となり、その後も常態的に引き続いている場合。
(3) 上記の(1)(2)に該当しない場合であっても、「基準額」以上となった場合。

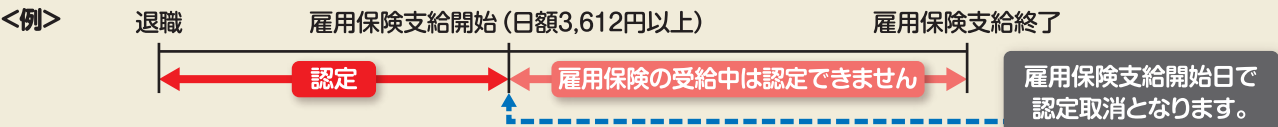
★被扶養者の基準額

区分	基準額
60歳未満の方、60歳以上で公的年金を受給していない方	年収130万円（月額108,334円）
障害年金受給者、60歳以上の公的年金受給者	年収180万円（月額150,000円）

※ 就職した場合であっても、上記「基準額」未満の収入となる場合は、引き続き被扶養者とすることができます。

被扶養者が雇用保険（失業手当金、傷病手当金）を受給し始めた

月額3,612円（月額108,334円）以上を受給する場合は、認定取消手続が必要です。



被扶養者が別居した/別居先に送金をしていない

- 同居が要件の被扶養者（※）と別居した場合、認定取消手続が必要です。（※配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を除く三親等内の親族）
- 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹と別居した場合、被扶養者の認定を継続するためには、被扶養者の収入に応じた送金が必要で、未送金または送金額が不足する場合、認定取消手続が必要です。
毎月の口座間送金（組合員から被扶養者）が必須。生活費の手渡しは証拠が確認できないため不可。

被扶養者の収入額	送金額
月額5万円未満	最低5万円以上
月額5万円以上	最低、収入額以上

別居後、組合員が被扶養者へ送金せず、過去に遡って、認定取消となる事例が多発しています。

共同扶養者の収入が組合員の収入を上回った

組合員を含めた共同扶養者のうち、収入が最も多い者の被扶養者とするのが原則です。
いずれかの共同扶養者の収入が組合員の収入を上回った場合は、認定取消手続が必要です。
＜例＞ 組合員の子を組合員の被扶養者としている場合
⇒ 組合員の収入 < 組合員の配偶者の収入の場合、配偶者が主たる生計維持者となるため、配偶者への扶養替手続が必要です。

被扶養者とその配偶者の収入が基準額を上回った

被扶養者に配偶者がいる場合、夫婦は相互に扶助する義務があるため、夫婦2人の収入合計が基準額以上の場合、認定取消手続が必要です。

区分	基準額
夫婦ともに60歳未満の場合	260万円
夫婦のいずれかが60歳以上で公的年金受給がある場合	310万円
夫婦ともに60歳以上でいずれも公的年金受給がある場合	360万円

被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した

75歳以上の方または65歳～74歳で一定の障害の状態となった方は後期高齢者医療制度に加入するため、被扶養者である父母や祖父母が要件に該当する場合、認定取消手続が必要です。

〈被扶養者担当〉

業務中または通勤途中で負傷（病気）したとき

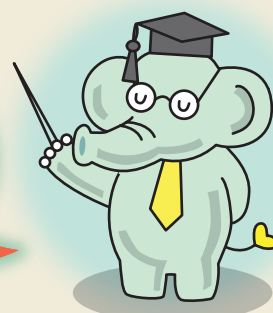
業務中又は通勤途中での負傷(病気)(以下「業務中の負傷等」という。)である場合は、**労災保険扱い**になりますので、**保険証（組合員証等）は使用できません。**

業務中の負傷等で医療機関にかかる時の注意点

- 1 **医療機関にけがをした原因を詳しく伝え、労災保険扱いで治療を受けてください。**
このとき、医療機関の指示により、一時的に治療費が全額自己負担（立替え）となることがあります。
- 2 **誤って保険証（組合員証等）を使用した場合は、次の2箇所に、速やかに連絡してください。**

- ①まずは… **共済センター** に連絡! ⇒ 以降の手続をご案内します。
- ②つぎに… **勤務先の労災担当者** に連絡! ⇒ 労災申請をしてください。

【注意】
業務中の負傷等による療養の場合、
『傷病手当金』のほか、
その療養に関する全ての給付金は
請求できません。



〈 給付担当 〉

医療費控除の還付申告を行う方へ

当共済組合では、「医療費控除の明細書」に記入する"社会保険などで補填される金額"の証明書となる、「**短期給付金支給証明書**」（要申請）を発行しています。高額療養費等の送金を受けた方で、診療月等の内訳が分からない場合にご活用いただけます。

なお、12月受診分の高額療養費の支給証明書は、当該給付金の送金が平成31年4月以降となるため、平成30年度の確定申告の申告期限内には発行できません。

その他に、医療費控除に利用できる証明書の発行は行っておりませんので、ご了承ください。

申請様式「短期給付金支給証明発行申請書」はホームページからダウンロードできます。
（郵送を希望する場合はコールセンターまで）

HOME ▶ 届出・申請様式 ▶ 病気やけがのとき ▶ 給付金-01 短期給付金支給証明発行申請書

また、どこの医療機関を受診したかお忘れの場合等は、「**医療機関受診歴**」（要申請）を発行できますので、医療費控除において直接はご利用いただけませんが、その一助としてご活用ください。

「**医療機関受診歴**」の申請様式の送付を希望する場合は、コールセンターまでお申し出ください。



〈 給付担当 〉

組合員証等は必ず返納してください

以下のいずれかに該当する場合は、共済組合員資格を喪失します

- ①退職した場合（下記フローチャート参照）
- ②正社員のまま、短期間勤務職務へコース転換となった場合
- ③フルタイム型の高齢再雇用社員が、短時間I型または短時間II型に勤務変更した場合

⇒ 共済組合から発行された組合員証等（注）は速やかに共済組合へ返納してください。

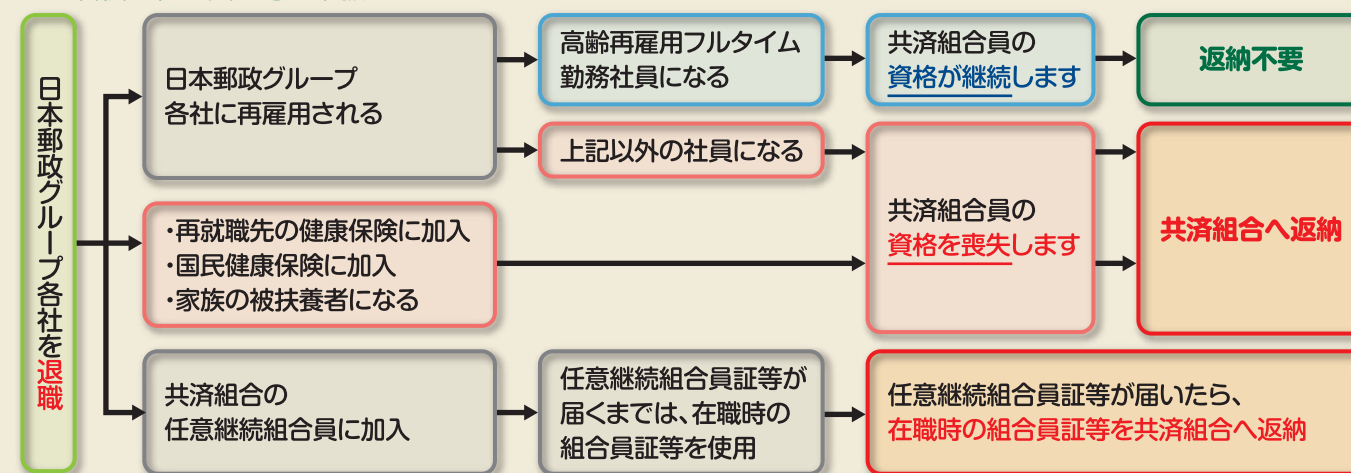
返納せず、病院等で使用すると…

⇒ 医療費返還請求のほか、**不正使用による詐欺罪として刑事処分を受けることがあります。**

（注）「組合員証等」とは

組合員証（保険証）、被扶養者証（保険証）、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

○退職後の組合員証等の取扱いフローチャート



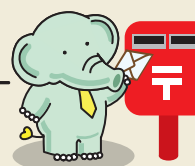
返納方法 ①～③の手順で返納してください

- ① 右下の印影が半分欠ける程度にカードの右下部分を切り取る



- ② 「組合員証等返納票兼亡失届」を記入
※亡失の場合は「亡失届」欄にその旨を必ず記入
※様式はホームページからダウンロードできます。
（郵送を希望する場合はコールセンターまで）

- ③ ①と②を共済センターあてに郵送



郵送先

日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当（住所は表紙を参照）
当組合以外から発行されている保険証等は、必ず各々の発行元へ返納してください。

〈 被扶養者担当 〉

年金の試算をしてみませんか？

国家公務員共済組合連合会（以下、「KKR」といいます。）では、組合員の方を対象に老齢厚生年金額の試算や年金加入期間等の確認ができる、「KKR年金情報提供サービス」を行っています（第2号厚生年金被保険者期間に限りま）。ぜひ、ご利用ください。

パソコンでの閲覧方法

- ①KKRのホームページ（<http://www.kkr.or.jp/>）内（右側）「KKR年金情報提供サービス」から利用登録
- ②KKRからユーザID・パスワードが郵送（2週間程度）
- ③郵送されたユーザID・パスワードで、「KKR年金情報提供サービス」にログイン

すでに年金の受給年齢に達している方は本サービスをご利用できませんが、書面でKKRに年金額試算等の情報提供依頼ができます（返信用切手を貼付した封筒を同封ください）。詳しくは、右記まで照会ください。



年金額試算は現時点での組合員情報・法令に基づくものであり、将来の賃金上昇を見込んでいないため、実際の年金額とは異なる場合があります。

〈 年金担当 〉

将来、いくら年金がもらえるか知りたいなあ…



郵送及び照会先

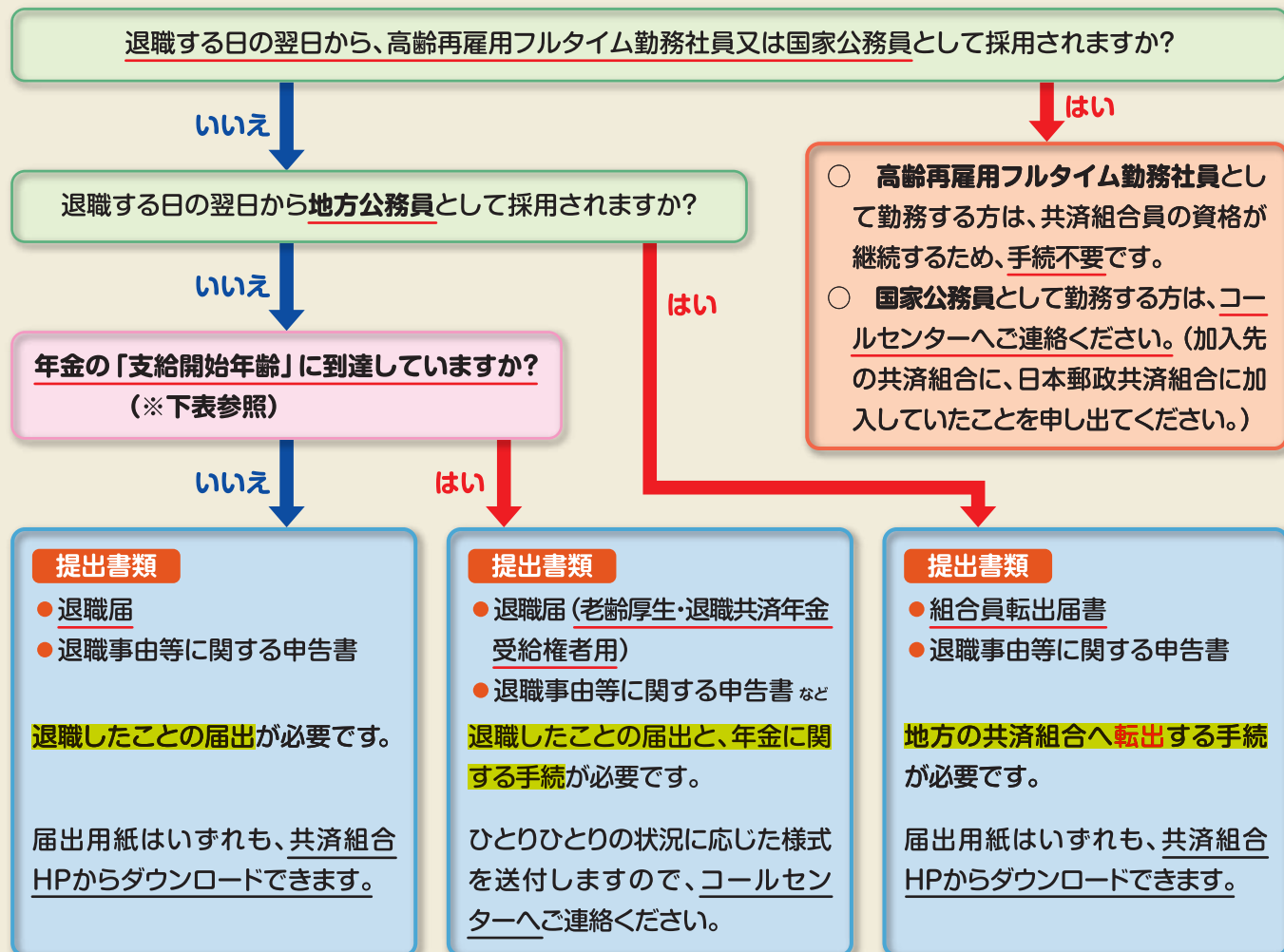
〒102-8082
東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部
TEL :0570-080-556（ナビダイヤル）
または 03-3265-8155（一般電話）

退職するときは、年金に関する手続を忘れずに!!

退職するときは、退職後の勤務先や生年月日に応じて、退職届等の提出や年金の手続を行ってください。

※ 退職する方（退職日の翌日から高年齢再雇用フルタイム勤務社員・国家公務員・地方公務員として勤務する方を除く）は全員、共済センターへ「退職届」等の提出が必要です。

退職時のお手続フローチャート



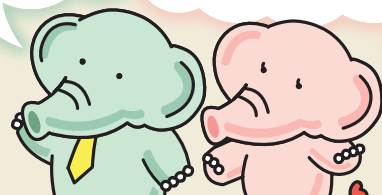
※ HPから様式をダウンロード出来ない場合は、コールセンターまでお申し出ください。

～支給開始年齢について～

生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳
昭和30.4.2～昭和32.4.1	62歳
昭和32.4.2～昭和34.4.1	63歳
昭和34.4.2～昭和36.4.1	64歳
昭和36.4.2～	65歳

将来の年金を受け取るために必要だから、ちゃんと手続しないといけないぞう!

そうね。まだ在職している間に、早めに準備をしないとね。



⚠ 「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」を提出した方で退職時に65歳に達している方には、KKRから「退職等年金給付」の請求書が送付されますので、ご記入いただき直接KKRへ提出してください。

〈年金担当〉

退職後に加入する健康保険について

- ◆ 退職する日の翌日又は任意継続組合員となって2年間を経過する日（満了日）の翌日に、共済組合員の資格を喪失します。
※ 正社員を定年退職後に、高年齢再雇用フルタイム勤務社員として働く方、任意継続組合員に加入する方を除く
- ◆ ライフスタイルに応じて、新しい健康保険に加入することになります。
「どの健康保険に加入できるのか」、「手続は必要なのか」を今から確認しておきましょう。

退職後のライフスタイルと加入できる健康保険制度等

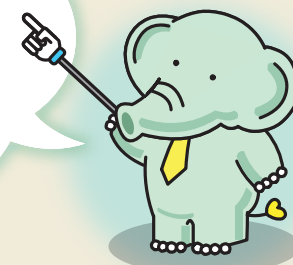
	退職後のライフスタイル	加入できる健康保険制度	備考
A	◆日本郵政グループ各社の 高年齢再雇用フルタイム勤務社員	日本郵政共済組合（資格継続） ＜手続不要＞	在職中の組合員証等をそのまま使用できます。
B	◆日本郵政グループ各社の ・高年齢再雇用短時間勤務社員 ・正社員で短時間勤務職コースの方 又は短時間勤務職にコース転換する方 ・エキスパート等の契約社員の方 ・期間雇用社員（労働時間週20時間以上）	協会けんぽ ＜手続不要＞	退職する日から再就職日までに1日以上期間が空く場合は注意。 ⇒再就職までの間、他の健康保険制度への加入が必要です。次のDを参照してください。
C	◆民間企業の正社員等（社会保険適用） ◆公務員	再就職先の健康保険等 ＜手続不要＞	
D	◆年金受給者等（お勤めしない方） ◆日本郵政グループ各社の期間雇用社員（労働時間が週20時間未満の方） ◆短期アルバイト（社会保険適用外） ◆自営業	<u>次の3つから選択しましょう</u> ①任意継続組合員に加入 ②国民健康保険に加入（※） ③家族の被扶養者となる（※）	退職する日時点60歳未満の方とその被扶養配偶者の場合は注意。 ⇒左記の健康保険のほか、国民年金第一号被保険者への種別変更手続が必要です。

※D内②はお住まいの市区町村、③はご家族が加入されている健康保険組合に詳細をご確認ください。

Dに該当する方は手続をしないと無保険になります!

保険証がないと医療費が全額自己負担（10割）になるため、必ず何らかの健康保険に加入手続をしましょう!

Dの「①任意継続組合員に加入」の詳細は、次のページ（P10～P11）をご覧ください。



共済組合から「資格喪失証明書」を発行します

上記Dに該当する方は、新しい健康保険への加入手続にご利用ください。

上記B、Cの方にも一律発行されますので、不要な場合は破棄をお願いします。

資格喪失証明書発行時期の目安

種別	送付時期
日本郵政グループ各社を退職する方	退職する日のおよそ1週間後
任意継続組合員となり2年間を経過する方	2年間を経過する月の上旬 (例)3月31日に経過する場合は3月上旬

〈標準報酬・任継担当〉

退職後に「任意継続組合員」になるためには届出が必要です

1 任意継続組合員制度とは???

◆ どんな制度?

任意継続組合員制度は、退職する日の翌日から最長で2年間、在職中と同じ日本郵政共済組合の短期給付及び福祉事業を受けられる制度です。

任意継続組合員(以下、「任継」といいます。)には、医療費が高額になったときに支給される高額療養費に上乗せされる附加金など、国民健康保険にはない給付制度がありますが、一部、在職中と比べて給付対象外となるものもあります。

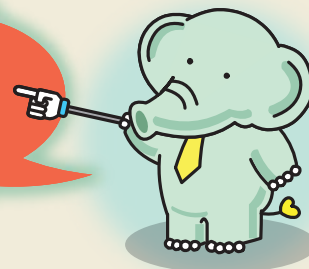
事業内容	給付対象外の例
短期給付	①退職後の私傷病を理由にした傷病手当金と同附加金 ②退職後の出産を理由とした出産手当金と同附加金 ③休業手当金
福祉事業	①在職中に会社に申込んだ人間ドックを受検した場合の助成金 ②被扶養者の人間ドック助成金

◆ 加入条件は?

- ①退職する日の前日までに、継続して1年以上の組合員期間があること
- ②退職する日から起算して20日以内に、初月分の任意継続掛金を払い込むこと
- ③再就職により、他の健康保険組合に加入していないこと(詳細はP9をご覧ください)



4月1日に採用され、翌年の3月31日に退職した場合、退職する日の前日までの組合員期間は1年未満ですので、任意継続組合員制度に加入することはできません。



◆ 掛金は?

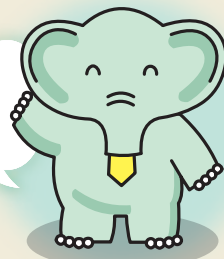
任継は、国民健康保険と同じく掛金の負担が必要です(家族の被扶養者となる場合は負担なし)。

国民健康保険の保険料は前年の収入により決定されるため、退職直後は前年の収入が高いことが影響し、国民健康保険の保険料の方が、任継の掛金よりも高くなる傾向にあります。

<参考>平成30年度の掛金率で最大の掛金額(=退職時の標準報酬月額が41万円以上)

払込方法	1回あたりの掛金額	年間の掛金額
月払い	44,189円	530,268円
半年払い	262,123円	524,246円
年払い		519,155円

年払いが
お得です!



任継の掛金は、共済組合ホームページに掲載している「任意継続掛金額簡易試算シート」で試算ができます。

HOME ▶ 共済サービスの内容 ▶ 退職のとき ▶ 任意継続組合員となるための申出 ▶ 冊子「にんけい」 ▶ にんけい(4/7)

※パソコンをお持ちでない方等で、試算を希望する場合は、コールセンターまでお申し出ください。

2 任意継続組合員になるための手続

◆ 注意事項



退職後、自動的に任継になることはありません。



任継になるためには、ご自身で共済組合へ手続する必要があります。



申出期限や掛金の払込期限を過ぎると、任継にできない場合があります。

◆ 手続書類

様式「任意継続組合員となるための申出書」を下記の郵送先まで直接送付してください。

退職時の勤務先へ送付されても、任継の加入手続はできません。

様式は共済組合ホームページからダウンロードできます。(郵送を希望する場合はコールセンターまで)

HOME ▶ 届出・申請様式 ▶ 任意継続組合員制度に加入・脱退するとき

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 任継担当(住所は表紙を参照)

◆ 申出期限、初月分掛金の払込期限

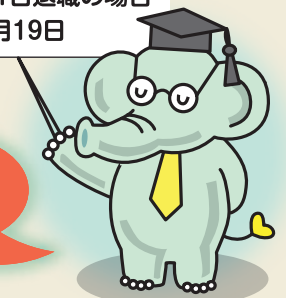
申出期限と初月分の掛金払込期限は、下表のとおり、掛金払込方法により異なります。

初月分の掛金払込は、様式「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターで受理した後、ご自宅に送付される払込取扱票によりお願いします。

払込方法	申出期限	初月分の掛金払込期限
半年払い、年払い (初月分から前納割引を希望する場合)	<u>退職する日から起算して“10日前必着”</u> ※土日、祝日の場合は前営業日 (例) 平成31年3月31日退職の場合 ⇒ 平成31年3月22日必着	<u>退職する月の末日まで</u> ※土日、祝日の場合は前営業日 (例) 平成31年3月31日退職の場合 ⇒ 平成31年3月31日
月払い	<u>退職する日から起算して“10日以内必着”</u> ※土日、祝日の場合は前営業日 (例) 平成31年3月31日退職の場合 ⇒ 平成31年4月9日必着	<u>退職する日から起算して20日以内</u> ※土日、祝日の場合は前営業日 (例) 平成31年3月31日退職の場合 ⇒ 平成31年4月19日



前納(半年払い又は年払い)による割引を初月分から受けるには、退職前に手続を終わらせる必要があります!



◆ 任意継続組合員証の発行と在職時の組合員証の取扱い

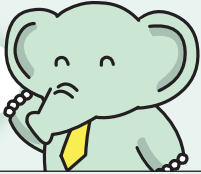
掛金を払い込まれて2週間程度でご自宅に郵送します。任意継続組合員証が到着するまでは、在職時の組合員証等を使用してください。任意継続組合員証がお手元に届いたら、在職中の組合員証等は、共済センターに返納してください。(詳細はP7をご覧ください)。

〈標準報酬・任継担当〉

退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を

退職後は、「KKR」又は日本年金機構から、年金の請求手続に関する重要なお案内が送付されます。
年金を受給するまでの間に「氏名または住所」の変更があった場合、必ず下表の届出をお願いします。

※ 送料は差出人負担

手続の種類	手続先及び照会先
<退職後に任意継続組合員になった方> ◆ 住所変更の手続 「振込口座・住所新規・変更届出書」 ◆ 氏名変更の手続 「氏名等変更届出書」 各様式はホームページからダウンロードできます。 (郵送を希望する場合はコールセンターまで) HOME ▶ 届出・申請様式 ▶ 総合人事情報システム管理対象外の方	日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継担当 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 TEL:0120-97-8484 (通話料無料) さらに、 下のKKRへの届出も! 
<退職者全員(上記の任意継続組合員含む)> ◆ 住所、氏名変更の手続 様式はKKRホームページからダウンロードできます。 (郵送を希望する場合は、右記のKKRにご請求ください。) KKRホーム ▶ 厚生年金・退職等年金給付 ▶ 届出書ダウンロード	国家公務員共済組合連合会(KKR) 年金部資格管理課 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 TEL:0570-080-556 (ナビダイヤル) 03-3265-8155 (一般電話)

〈 標準報酬・任継担当 〉

退職時または短時間勤務職コース転換時に貸付金残高がある方へ

退職する方
退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、<u>原則、手続は不要</u>です。 ただし、退職手当から貸付金残高を控除しきれなかった場合は、後日、残額の払込取扱票を送付しますので、指定の期限までに最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行で払い込んでください。
短時間勤務職コースへ転換する方
共済組合員資格を喪失するため、<u>貸付金残高の一括併済が必要</u>です。 後日、払込取扱票を送付しますので、指定の期限までに最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行で払い込んでください。

よくある質問

- Q1** 貸付金残高を確認したい。
- A1** 貸付が決定した際に共済組合から交付された「併済予定表」をご確認ください。
再発行も可能です。再発行の申請様式はホームページからダウンロードできます。
(郵送を希望する場合はコールセンターまで)
- HOME ▶ 届出・申請様式 ▶ その他 ▶ 貸付2-1-1「共済組合貸付金残高等照会表」
- Q2** 当初の「併済予定表」の退職月貸付金残高と退職手当からの控除額が異なるのは、なぜですか。
- A2** 併済方法が元利均等・ボーナス併用の場合、退職時の貸付金残高にボーナス併済分の経過利息が合算されるためです。

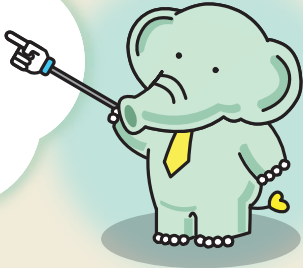
〈 貸付担当 〉

退職時または短時間勤務職コース転換時の「みらい」脱退に伴う給付金請求手続について

退職または短時間勤務職コースへの転換により共済組合員の資格を喪失すると、
団体積立年金保険「みらい」を脱退していただくことになります。

脱退に伴い、加入から脱退までの間の積立金を給付金として受け取るための
請求手続が必要です。

定年退職時に自動的に脱退となります。
高齢再雇用フルタイム勤務社員として
共済組合員のまま働いても、
「みらい」には加入継続できません。
給付金請求の手続が漏れなく必要です。



退職時期や年齢等に応じて、漏れなく手続をお願いします

退職時期	年齢等	「みらい」の手続方法
3月末	定年 退職予定者 ※ <u>高齢再雇用フルタイム勤務社員となる方を含む</u>	<u>3月下旬までに</u> 「退職時の手続等のご案内」をご自宅に送付します。 内容をご確認の上、速やかに同封の「給付金請求書」を共済センターに送付してください。
	50歳以上 の退職予定者 ※ <u>定年退職者を除く</u>	<u>4月下旬までに</u> 「退職時の手続等のご案内」をご自宅に送付します。 内容をご確認の上、速やかに同封の「給付金請求書」を共済センターに送付してください。
	50歳未満 の退職予定者	ご自身で「給付金請求書※」をご用意いただき、退職日以降速やかに共済センターに提出してください。 ※様式はホームページのトップ画面右側にある、 <u>団体積立年金保険「みらい」専用ページ</u> からダウンロードできます。 (郵送を希望する場合は共済センターのコールセンターまで)
3月末以外の退職者 ※ <u>短時間勤務職コースへの転換を含む</u>		

★3月末退職者で3月又は4月下旬の送付より早く「退職時の手続等のご案内」が必要な方は、共済センターのコールセンターまでご連絡ください。

よくある質問

- Q1** 自分が「みらい」に加入していたか、忘れてしまいました。
- A1** 給与支給明細書の控除項目【保険貯金掛金】に、控除金額が記載されているかご確認ください。
記載されていれば「みらい」に加入されています。
- Q2** 年金受取及び退職時積増額についての相談をしたい。
- A2** 明治安田生命保険相互会社 みらい専用フリーダイヤルまでご照会ください。
TEL 0120-165-660 (午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)
積立額は3月上旬に送付する残高通知書(平成31年1月1日現在)でも確認できます。
- ※ 終身年金コースを選択される場合は、必ず明治安田生命に試算を依頼してください。

〈 みらい担当 〉

2019年度（平成31年度） 送金スケジュールのお知らせ

貸付金送金スケジュール

書類の送付先:貸付・みらい担当

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
2019年 2月25日(金)	4月5日(金) (4月第1回)	6月25日(火)	8月5日(月) (8月第1回)	10月25日(金)	12月5日(木) (12月第1回)
3月12日(火)	4月22日(月) (4月第2回)	7月9日(火)	8月20日(火) (8月第2回)	11月12日(火)	12月20日(金) (12月第2回)
3月25日(月)	5月10日(金) (5月第1回)	7月26日(金)	9月5日(木) (9月第1回)	11月26日(火)	2020年 1月10日(金) (1月第1回)
4月2日(火)	5月20日(月) (5月第2回)	8月9日(金)	9月20日(金) (9月第2回)	12月3日(火)	1月20日(月) (1月第2回)
4月18日(木)	6月5日(水) (6月第1回)	8月26日(月)	10月7日(月) (10月第1回)	12月19日(木)	2月5日(水) (2月第1回)
5月13日(月)	6月20日(木) (6月第2回)	9月6日(金)	10月21日(月) (10月第2回)	2020年 1月9日(木)	2月20日(木) (2月第2回)
5月28日(火)	7月5日(金) (7月第1回)	9月20日(金)	11月5日(火) (11月第1回)	1月23日(木)	3月5日(木) (3月第1回)
6月11日(火)	7月22日(月) (7月第2回)	10月8日(火)	11月20日(水) (11月第2回)	2月7日(金)	3月23日(月) (3月第2回)

※申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日

〈 貸付担当 〉

各種助成金送金スケジュール

書類の送付先:助成担当

人間ドック検診費助成（被扶養配偶者または任意継続組合員）
がん検診費助成・脳ドック検診費助成

共済センターに 請求書が到着した日	送金予定日
2019年	
3月25日(月)到着まで	4月22日(月)
4月16日(火)到着まで	5月20日(月)
5月24日(金)到着まで	6月20日(木)
6月25日(火)到着まで	7月22日(月)
7月25日(木)到着まで	8月20日(火)
8月23日(金)到着まで	9月20日(金)
9月25日(水)到着まで	10月21日(月)
10月25日(金)到着まで	11月20日(水)
11月25日(月)到着まで	12月20日(金)
12月16日(月)到着まで	2020年 1月20日(月)
2020年	
1月24日(金)到着まで	2月20日(木)
2月25日(火)到着まで	3月23日(月)

サークルレクリエーション行事助成

申請内容	共済センターへの申請	送金予定日
事前承認申請	実施日の1か月前まで	
概算払請求（※1）	概算払希望日の1か月前まで	毎週金曜日の概算払希望日（※A）
精算請求（※2）	大会実施後10日以内	提出書類が到着した月の、翌々月5日（※B）

※1 事前に払込みが必要と認められる場合に限りです。また、実施後必ず精算請求を行ってください。

※2 精算請求は、概算払請求の助成金額と精算額が同額の場合でも、必ず行ってください。

※A 土、日、祝日の場合は、前営業日

※B 土、日、祝日の場合は、翌営業日

〈 助成担当 〉

短期給付金送金スケジュール

書類の送付先:給付担当

A 自動送金となる給付金

●高額療養費・附加給付

【注意事項】

●診療月から、最短で4か月後が目安です。

●次の場合等、送金予定日が遅れます。

・医療機関から共済組合への請求が遅れた

・医療機関が作成したレセプトに不備があった

●決定通知の発行は行っておりません。

自動送金の場合、送金確定時及び送金完了時のご案内は

送付していませんので、あらかじめご了承ください。

診療月	最短の送金予定日 (月1回)
2018年	2019年
12月診療	4月 5日(金)
2019年	
1月診療	5月10日(金)
2月診療	6月 5日(水)
3月診療	7月 5日(金)
4月診療	8月 5日(月)
5月診療	9月 5日(木)
6月診療	10月 7日(月)
7月診療	11月 5日(火)
8月診療	12月 5日(木)
9月診療	2020年 1月10日(金)
10月診療	2月 5日(水)
11月診療	3月 5日(木)

※ A・Bいずれの場合も、送金後、通帳には、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されます。

〈 給付担当 〉

B 請求書の提出を要する主な給付金

●傷病手当金、休業手当金

●療養費、装具代、弱視治療用眼鏡代

●出産費、出産費附加金

●自動送金対象外(※)の高額療養費・附加給付

(送金可能な診療月は左表Aに準ずる)

※詳細はホームページをご覧ください。

●その他すべての短期給付金

【注意事項】

●次の場合、送金予定日が遅れます。

・請求書等に不備がある場合や、調査を要する場合

・傷病手当金を初めて請求される場合

・登録口座情報に不備がある場合

●送金確定時には、事前に決定通知をお送りします。

請求締切日	送金予定日 (月2回)
2019年	
3月 5日(火)	4月 5日(金)
3月20日(水)	4月22日(月)
4月 5日(金)	5月10日(金)
4月15日(月)	5月20日(月)
4月26日(金)	6月 5日(水)
5月20日(月)	6月20日(木)
6月 5日(水)	7月 5日(金)
6月20日(木)	7月22日(月)
7月 5日(金)	8月 5日(月)
7月19日(金)	8月20日(火)
8月 5日(月)	9月 5日(木)
8月20日(火)	9月20日(金)
9月 5日(木)	10月 7日(月)
9月20日(金)	10月21日(月)
10月 4日(金)	11月 5日(火)
10月18日(金)	11月20日(水)
11月 5日(火)	12月 5日(木)
11月20日(水)	12月20日(金)
12月 5日(木)	2020年 1月10日(金)
12月13日(金)	1月20日(月)
2020年	
1月 6日(月)	2月 5日(水)
1月17日(金)	2月20日(木)
2月 5日(水)	3月 5日(木)
2月20日(木)	3月23日(月)